

## 令和2年12月定例農業委員会議事録

開会 12月25日(金)午前9時

(欠席委員)近藤(進)委員、原田委員、近藤(浩)委員、梶川委員、  
加納委員、太田委員

(事務局出席者)野々山(清)局長、野々山(千)次長、水野主幹、  
酒井副主幹、山本主査、山口主事、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから12月定例農業委員会議事を開催します。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、農地利用最適化推進委員の招集については、議案に係る地区の委員のみとしております。

また、萩野委員から遅刻される旨の連絡がありましたので、現在の出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は3名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

11番、伊豆原めぐみ委員、12番、天野和彦委員、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、私が議事参与の制限に該当するため退席し、職務代理者の増岡委員に議事の取り回しをお願いします。

(該当委員退席)

増岡委員：岩田会長に代わり、議事を進行させていただきます。

議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。

### 【議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

増岡委員：ただいま事務局から説明のありました番号1、明知上の件について、地元の深谷明良委員からの御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：以前から新しいハウスを建てる場所を探しており、ようやく決まったということで、後継者育成のためには必要なものかとは思いますが、まだ行政区、土地改良に書類が来ておりません。どんなものを建てるかがまだ確認されておらず、地区の同意もできてない時点で、書類の審査をするという状態になっているのは、書類の手違いがあるのかも

しませんが、その辺り疑問に思います。

また、納税猶予の対象地である気がするのですが、どのような対応をされるのでしょうか。以上です。

事務局：今回の案件はまず、農地としての受渡しという形になります。行政区等に出される書類につきましては、5条など、農地を農地以外のものに転用して使用される場合につきましては、その建物を建てた後の影響等を考えるべく、地区に意見を伺うという形になっています。今回は農業用ハウスを建てるという目的はありますが、農業ハウスの下の地面等を使って耕作をされる場合につきましては農地として把握をしますので、今回は転用の案件にはなりません。3条の農地としてのやり取りという範疇に入ります。そのため、制度上は地元の意見等を書面として提出の必要はないのですが、委員のご指摘ももちろんだと思いますので、受人のほうから、地元にも説明に伺うように連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

2点目の納税猶予についてですが、当該地は問題がないことを確認しております。以上です。よろしく願いいたします。

増岡委員：ただいま事務局及び地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いいたします。

(質問、意見等なし)

増岡委員：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

増岡委員：はい、全員賛成により、番号1について、許可することとします。

《採決結果：議案第37号 全員賛成1件》

(該当委員着席)

議長：議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました、番号1、三好上の件について、地元の久野裕吉委員から御意見を申し上げます。

久野委員：申請地付近は既に数軒のお店等が建っている場所でございます。白地で3種となっており、現在住んでいる場所から、新たにこの場所へ宅地転用して住宅を建てるというものですが、付近は農地半分、宅地転用が半分程度の地域です。特に周りの農業をするに当たっての問題点はないと思われま。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

はい、どうぞ。

鈴木委員：確認ですが、建築要件は農家住宅という扱いで進められるのか、それとも大規模集落の中の一環でやれるのか、どちらかお伺いしたい。

議長：事務局、よろしいですか。

事務局：はい、もともとは三好上にお住まいの方で、現在は申請者の妹の家に、同居している状況になっております。

今回、自己所有の土地で自己用住宅として要件が取れたということで聞いております。

鈴木委員：はい。今の説明で、大規模集落内行為、線引き以前の居住者という扱いでやられるということが分かりました。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御

意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：申請人は、一応農業をやっているらしいやまして、特に営農型の太陽光設備を重点的にやっております、本案件につきましては更新2回目ということですが、当初は太陽光パネルの下にミョウガまたはシイタケを栽培するという予定でした。今回はサカキを栽培されるという予定なのですが、現況写真を見る限り、まだ植えられていない状況です。営農型ということで、必ず栽培をしなければいけない、収入を得なければいけないということで、当初のときはミョウガで7万円ぐらい収入があったということの報告がありましたが、最近の栽培状況を知らせていただければありがたいです。をお願いします。

議長：事務局、よろしいですか。

事務局：委員がおっしゃられたように、今まではミョウガの栽培をされていたという経緯があります。これにつきましては、前回報告の令和2年3月時点では、収穫高が57.66キロ、反収につきましては349キロということで御報告をいただいております。

ミョウガを今まで栽培されてきた経緯はありますが、サカキについても、ほかの場所で栽培を始められており、市場等の話を聞くと、サカキのほうが反収が高く売れそうだということで、今回ミョウガをやめられてサカキに切り替えられるということで、話は聞いております。以上です。よろしくお願いたします。

議長：よろしいですか。

近藤(雅)委員：ありがとうございます。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようですので、番号2について採決を採ります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第38号 全員賛成2件》

議長：続きまして、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました番号1、明知下の件につきましては、地元の深谷良金委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：申請地周辺は既に住宅地であり、そのはざまに農地がある状況でございます。これを鑑み、申請理由等、特に問題はないかと考えております。

ただ、申請地周辺の道路は狭く、通学路になっておりますので、案件とは直接関係ありませんけども、工事につきまして十分注意が必要かなと考えております。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、明知下の件につきまして、地元の深谷良金委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：申請地のすぐ隣、北側は受け人の自宅になります。したがって、

すぐ隣に農業用倉庫を建設されるということですので、効率よく使われると考えております。

また、周辺にも営農地がありますので、効率よく利用されると考えております。

したがいまして、特に問題ないかと考えております。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようでありますので、番号2について採決を採ります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、明知下の件について、地元の深谷良金委員から御意見ををお願いします。

深谷(良)類：この案件は、9月農振除外で諮問した内容でございます。それを今回、転用許可で申請されております。

特別に行う件については、先回のときに連絡したとおり、道路に沿って愛知用水の蛇口が立っておりますので、愛知用水の関係者との調整が必要かと思えます。以上でございます。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようでありますので、番号3について採決を採ります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号4、福谷の件について、地元の鈴木光広委員から御意見ををお願いします。

鈴木委員：この案件につきましては、大規模開発行為であるということで、行政区としまして、12月7日に関係役員で調整会議を行いました。先ほど事務局から、事前に協議をされて問題ないというお話がありましたとおり、市のまちづくり条例に基づく特定開発事業の関係で周辺住民にも周知済みであることと、先ほどの農振除外の事前協議におきましては御理解されますように10月4日付で除外公告済みであるということですが、地元の土地改良の排水承諾に当たりまして行政区としましては、この開発区域自体が、土地改良の農道及び用水路が外周に隣接しておりますので、その土地改良の施設用地の通常維持管理、いわゆる企業の社会貢献の一環として、草刈り等の周辺の環境保全に常時努めていただく旨、土地改良の指示事項を出ささせていただき、水路管理者としての同意をさせていただいたというような流れがございます。

よって、総合的に判断させていただきまして、適当であると、行政区として、また、農業委員として判断をさせていただいた結果です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

はい、どうぞ。

深谷(貞)委員：建設予定の図面を見させていただきますと、申請地中ほどのところに空間があるのですが、これは農地ですか。

議長：はい、鈴木委員。

鈴木委員：空間の位置につきまして、当初計画ではここを区域に入れたようなことはあったのですが、買収には応じないということで、開発区域から除外がされております。

議長：よろしいでしょうか。はい。

深谷(良)類：農地なのか、そうでないのかを確認したかったのですが。

鈴木委員：右側の一端が宅地で、左側の一端が雑種地として利用されています。

深谷(良)類：はい、ありがとうございました。

議長：よろしいですか、はい。

ほかに意見ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長：ほかに御意見等ないようでありますので、番号4について採決を採ります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号5、同じく福谷の件について、地元の鈴木光広委員から御意見をお願いします。

鈴木委員：この件につきましても地元で調整会議を行い、目的が産前産後の保護支援施設ということで、内容的には問題はないということと、周辺に農地はございませんので、周辺の営農への影響もないということで、適当と判断をさせていただきました。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないようでありますので、番号5について採決を採ります。

番号5について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)



議 長：はい、全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第39号 全員賛成5件》

議 長：続きまして、議案第40号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第40号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等ないようですので、採決に移ります。  
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第40号 全員賛成1件》

議 長：続いて、諮問に移ります。

諮問第11号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第11号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった番号1、三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見をお願いします。

野々山委員：はい。申請地の西側に以前からの住宅・工場等が建っており、隣接地には、令和元年の6月に農振除外をし、9月に分家住宅として許可された物件が建設されています。

この案件につきましても、宅地が混在する地区に隣接しておりますので、変更するに対しては問題ないというふうに思っております。

なお、排水等、その他詳細につきましても、来月、地元の役員等、申請者等と話し合いをすると聞いております。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等ないので、採決に移ります。

番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号2、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見ををお願いします。

酒井委員：分家住宅を建設するというので、地元でよく検討されたようですが、住宅に適した土地が申請地しかなく、ここに決めたということです。住宅を建てる場所は道路に面し、隣にも住宅が建っており、排水等にも問題はなく、確認も取れています。周辺農地は畑地ではありますが、影響はないと考えており、特別なことは発生しないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等ないようですので、採決に移ります。  
番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は  
挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号2について、適当であるとして、市へ答  
申することとします。

《採決結果：諮問第11号 全員賛成2件》

議 長：続きまして、諮問第12号については、伊豆原めぐみ委員が議事参与  
の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：諮問第12号、農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局  
から説明を求めます。

**【諮問第12号、農用地利用配分計画案に対する意見について】**

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、全体を通して御意見等のあ  
る委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等ないようですので、採決に移ります。  
諮問第12号について、市に対し適当であると答申することに賛成な  
委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、諮問第12号につい  
て、適当であるとして、市へ答申することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第12号 全員賛成1件》

議 長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和2年11月分農地転用届出の受理状況について

イ 農地法18条の解約の通知について

ウ 農業倉庫の転用についての確認願い

エ 現況証明願い

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

はい、どうぞ。

近藤(雅)委員：解約の通知の報告事項について、多くの農地を解約された方（以降A）が借り受けていた農地を別の農業者（以降B）に貸変えされた経緯をお伺いしたい。

議 長：事務局、お願いします。

事務局：今回の合意解約につきましては、Aが農業をやめられるということで、AからBに話に行き、Bに現地を確認していただいて、これなら利用権設定をできるという話がまとまり、来月か、また再来月あたりに、農用地利用集積計画及び配分計画について、Bに配分させていただく予定をしております。まだ権利上は設定されておきませんが、予定についてお話しさせていただきました。

議 長：よろしいですか。

近藤(雅)委員：Bが別に借りられていた農地を返される経緯も教えていただきたい。

事務局：はい。西一色の件につきましては、別で5条許可申請が出されていたものの解約になります。

三好町新月の農地につきましては、詳しい事情は聞いておりませんが、何かしら今後動きがあるのではないかと把握をしているような状況です。

近藤(雅)委員：ありがとうございました。

議 長：ほかによろしいですか。

(質問、意見等なし)

議長：ほかにないようでありますので、以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。

これもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

引き続き農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：それでは、引き続き最適化推進会議のほうを行いたいと思います。

本日配付しております会議資料のほうを御覧ください。次第に沿って説明させていただきます。

本日、2点の議題となっております。一括して事務局のほうから御説明させていただきます。

- 1 認定農業者等について
- 2 先進地視察研修について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：次回、1月定例会につきまして、1月の25日月曜日の午前9時から、この会場にて開催予定としております。よろしくお願ひします。

慎重審議のほう、ありがとうございました。

以上もちまして12月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会議を終了いたします。一同、御起立ください。

一同、礼。

(閉会午前10時00分)